

アフリカ人権憲章（その二）



研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

前回「アフリカ人権憲章」の概要をご説明し、個人の権利を中心に規定している国際人権規約や欧州人権条約や米州人権条約と比べて、同憲章は集団の権利を規定していたり、人権問題の最終的な処理をアフリカ首脳会議に委ねていたりする点で、特色や独自性を持つが、それらを説明するためには憲章の基盤にあるアフリカ大陸そのものの歴史や社会を理解することが必要でしょう、と申し上げました。したがって今回はアフリカの歴史、とくにそれが現在の国境線などどのようにかかわっているか、を見てみましょう。

アフリカはおそらく人類発祥のもつとも早く、その意味で人類最古の歴史を持つ大陸だといわれています

す。ただし、古い歴史を現在に伝える記録や文献がないため、大陸北部に拡がったアラブ系勢力や植民地活動に繋がるヨーロッパ系勢力の資料による以外に、アフリカの歴史はあまりはつきりと分かつていません。もつとも地中海に接する北アフリカ地域では、エジプトのようにあつたカルタゴなどの存在がよく知られており、またどちらかといえば西アジア・地中海的な歴史を持つエチオピアのように特異な国家も存在しました。しかし、いわゆるサハラ以南のブラック・アフリカについては、七世紀以降に地中海から西海岸沿いに進出したイスラム教徒の勢力のまえに滅亡したガーナ王国、マリ王国、ソンガイ帝国などを除けば、大きな政治的統一体の存在はほとんど知られていません。

アフリカ大陸の地図をご覧になると、サントメ・プリンシペやモザンビークという国名、ダル・エス・サラームやロレンソ・マルケスという地名があるのに気付かれます。これらはいずれも、一五世紀の大航海・大発見時代以降にポルトガルがアフリカ、アジアへ乗り出

していく名残を示しています。この動きは、初期には旧教派の布教活動が中心でしたが、それとともに東方貿易の拡大をもたらし、一八世紀末にはじまるアフリカ内陸探検を経て、オランダ、イギリス、フランス、ベルギー、スペイン、ドイツ、イタリアを巻き込んだ植民地獲得競争へと繋がります。そして一九世紀末には西欧諸国によるアフリカの分割に行き着きました。この間、数知れない多数のアフリカ人が西欧の奴隸仲介業者の手でアメリカ新大陸へ送り込まれたことは、ご承知のとおりです。

西欧諸国によるアフリカの分割は、もっぱら分割する側の都合によつてなされました。そのため、分割後の地域の経済的一体性は二の次、三の次にしか考慮されず、一つの部族が二つ以上の単位に分割されることも起りました。こうした事情は、二度の世界大戦の後に設立された国際連合の下で、一九六〇年代にやっと独立を達成した多くのアフリカ諸国にとって、共通の悩みを残すことになりました。というのは、分割前のアフリカ大陸は大半が部族・種族単位の統治体制であつたので、その状

態に戻そうとすれば、植民地から独立した当時の国境線をバラバラにする必要が生じたからです。アフリカ独立の父と呼ばれ、ガーナの初代大統領に選ばれたエンクルマが「自分は何を独立させるために闘っているのか。旧アシャンティ王国の独立か、それともブリティッシュ・ゴールド・コースト（現在のガーナ）の独立か」と悩み抜き、「旧アシャンティ王国の一部はフランス領となりており、ブリティッシュ・ゴールド・コーストを再分割するわけにもいかないから、結局は現在のブリティッシュ・ゴールド・コーストそのものの独立でしかない」と決断するに至つた事実は、その事情を十分以上に説明しています。こうした事情を反映して一九六四年、アフリカ統一機構の第一回首脳会議は「アフリカ諸国は独立時の国境線を相互に尊重しあう」ことを確認したのです。